

静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月17日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当及び地域手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、期日前であってもこれを支給する。

- (1) 給料の支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるとき。
- (2) 職員が退職し、又は死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に任命権者が必要があると認めるとき。

第6条 前条第2項に規定する支給期日後就職増給などの理由が生じたため給料の支給又は追給を必要とする場合においては直ちにこれを支給し、支給期日後退職又は減給等の理由が生じたため給料の過渡があった場合においては直ちにこれを返納させるものとする。

第7条 新たに職員になった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第12号）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基準にして日割りによって計算する。

第8条 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け、若しくは法第55条の2第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受けた場合又は休職、停職若しくは専従許可の有効期間の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第9条 職員が勤務しないときは、有給の休暇を与えられた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料（給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減ずるものとする。

2 任用が暦月の中途から始まる場合の月初から任用までの期間及び任用が暦月の中途で終わる場合の任用が終わった日の翌日からその月末までの期間については、前項の規定に準じて月額の給料を減ずるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第10条 通勤手当は、通勤距離が片道2km以上で、交通機関又は交通用具（自転車、原動機付自転車、自動車及びその他の原動機付の交通用具をいう。）を利用する者に対して支給する。

2 通勤手当の支給月額は、通勤手当基準表（別表第2。以下「基準表」という。）のとおりとする。ただし、その額が5万5,000円を超えるとき（本広域連合の要請により職員となった者その他広域連合長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、5万5,000円とする。

3 通勤手当の支給は、職員が第1項に規定する者となった場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）

をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第6項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当の支給を受けている職員が休暇、欠勤その他の理由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 通勤に係る届出の方法は、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。
- 7 前項の規定は、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合についても準用する。
- 8 通勤手当は、給料の支給日に支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第11条 当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務すること（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務 100分の125
 - (2) 週休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（勤務時間を割り振られている日を除く。以下「祝日」という。）及び12月29日から翌年1月3日（祝日を除く。）までの日の勤務 100分の135
- 2 任命権者は、業務上やむを得ないと特に認める場合に限り、職員に時間外勤務を命ずることができる。
 - 3 時間外勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第12条 フルタイム会計年度任用職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額額は給料の月額に100分の6を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、第5条に規定する給料の支給に準じて支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額とする。この場合において、別表第3に定める支給割合に係る期末手当は、基準日前6箇月以内における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務期間を考慮するものとする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項の支給割合に係る勤務期間の算定については、第9条第1項の規定により給料を減額された期間及び静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年静岡県後期高齢者医療広域連合規則第2号)第14条第2項に規定する無給休暇の期間が引き続き1箇月を超える場合にあっては、当該無給休暇の期間を除算する。

5 前3項の規定にかかわらず、欠勤の取扱いを受けた者の期末手当は、同項の規定により算定して得た額に、別表第4の減率事由欄の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の支給制限)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの
（期末手当の支給の一時差止め）

第13条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思慮するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直前の金曜日。以下これらの日について規定している場合において同じ。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第13条の2及び第13条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第13条の2中「前条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第14条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する勤勉手当を支給する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数計算)

第15条 第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額及び第11条第1項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬及び時間外勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者である場合その他の勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額又は時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に第12条に規定する地域手当の額を加算した額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第18条 第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に

達するまでの間の勤務に対する同条の規定については、同条中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第19条 前条の規定により、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第17条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額

(2) 第17条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 第17条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条第4項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第20条 第5条から第8条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条第2項中「21日」とあるのは、「21日(基本報酬(静岡県後期高齢者医療後期連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額及び時間額で定める者に限る。)、時間外勤務に係る報酬にあつては、その月分を翌月21日)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の減額)

第21条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務1時間当たりの給料(給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額をいう。)」とあるのは、「勤務1時間当たりの報酬(静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条に規定する額)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 第13条から第13条の3までの規定は、パートタイム会計年度任用職員(任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条 第14条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の端数計算）

第24条 第19条及び第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額並びに第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務の付加報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第19号）及び静岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合規則第15号）の適用を受ける者の例により支給する。この場合において、その額は、主査相当額とする。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、フルタイム会計年度任用職員に支給される通勤手当の例に準じて別表第2で定める額を支給する。ただし、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員であって、自動車等の交通用具を使用するものの支給月額が基準表の規定による支給月額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等

を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及びその利用する交通機関等又はその使用する自動車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用し、又は使用しているものであるものを除く。）

(休職者の給与)

第26条 法第28条第2項及び静岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例(平成19年条例第8号)第2条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(口座振替による支払)

第27条 給与は、会計年度任用職員(退職した者を含む。)から申出があつた場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第28条 法第25条第2項の規定に基づき、静岡州市町村職員共済組合貯金の積立金は、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の廃止)

2 静岡県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例(平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第26号)は廃止する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

3 令和2年度から令和3年度までのパートタイム会計年度任用職員の期末手当についての第21条において準用する第13条の規定の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度に応じ、同表の右欄のとおりとする。

令和2年度	100分の123
令和3年度	100分の126

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において会計年度任用職員に相当する静岡県後期高齢者医

療広域連合の法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者については、当該特別職の職員であった期間を第13条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の任期及び第13条第3項（第21条において準用する場合を含む。）の勤務の期間とみなし、第13条（第21条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則（令和3年3月1日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月6日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（静岡県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

2 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年7月22日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

号給	給料表の種類	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
		1級	1級	1級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円

1	157,000	201,900	171,200
2	158,100	204,200	172,800
3	159,300	206,500	174,400
4	160,300	208,800	176,000
5	161,400	210,700	177,600
6	162,500	212,100	179,200
7	163,600	213,500	180,800
8	164,600	214,900	182,400
9	165,600	216,200	184,000
10	167,000	217,500	185,600
11	168,200	218,700	187,200
12	169,500	219,900	188,800
13	170,700	220,800	190,400
14	172,100	221,100	192,000
15	173,600	221,500	193,400
16	175,100	222,100	194,700
17	176,300	222,500	196,000
18	177,800	222,800	196,800
19	179,200	223,400	198,400
20	180,700	224,500	200,000
21	181,900	225,400	201,600
22	184,600	226,900	202,500
23	187,100	227,900	204,000
24	189,600	229,000	205,400
25	192,100	229,800	207,000
26	193,600	231,500	208,100
27	194,900	232,900	209,900
28	196,200	234,400	211,700
29	197,500	235,600	213,400
30	198,700	237,000	214,800
31	200,100	238,200	216,000

32	201,300	239,300	217,200
33	202,800	240,300	218,200
34	203,400	241,700	219,300
35	204,200	243,100	220,900
36	205,100	244,200	222,200
37	205,900	245,400	223,500
38	206,800	247,000	224,400
39	207,500	248,600	225,500
40	208,400	250,300	226,500
41	209,600	251,500	227,700
42	210,700	253,100	229,100
43	212,000	254,800	230,800
44	213,100	256,500	232,600
45	213,900	257,900	234,300
46	215,000	259,600	235,200
47	216,000	261,100	236,900
48	216,900	262,600	238,700
49	217,800	263,800	240,000
50	218,500	265,300	241,300
51	219,000	266,500	243,200
52	219,700	267,900	245,200
53	220,700	269,200	247,100
54	221,400	270,800	248,900
55	222,200	272,300	251,000
56	223,100	274,000	253,100
57	223,200	274,900	255,300
58	224,000	276,700	256,900
59	224,700	278,400	259,100
60	225,300	280,100	261,200
61	226,000	281,300	263,200
62	227,000	282,600	265,100

63	227,800	284,200	267,000
64	228,400	285,600	269,000
65	229,000	286,700	271,000
66	229,600	288,300	272,700
67	230,400	289,800	274,700
68	231,200	291,400	276,700
69	231,800	292,700	278,500
70	232,300	294,100	280,400

備考

- 1 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。
- 2 医療職給料表(1)は会計年度任用職員の保健師職員に適用する。
- 3 医療職給料表(2)は会計年度任用職員の管理栄養士職員及び歯科衛生士職員に適用する。

別表第2（第10条関係）

通勤手当基準表

交通手段	支給月額	
(1) 交通用具	4キロメートル未満	2,500円
	4キロメートル以上7キロメートル未満	5,100円
	7キロメートル以上10キロメートル未満	6,700円
	10キロメートル以上13キロメートル未満	8,300円
	13キロメートル以上15キロメートル未満	9,900円
	15キロメートル以上18キロメートル未満	11,400円
	18キロメートル以上20キロメートル未満	13,000円
	20キロメートル以上25キロメートル未満	14,500円
	25キロメートル以上30キロメートル未満	17,100円
	30キロメートル以上35キロメートル未満	19,800円
	35キロメートル以上40キロメートル未満	21,900円
	40キロメートル以上45キロメートル未満	24,300円
	45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円

	50キロメートル以上55キロメートル未満	27,300円
	55キロメートル以上60キロメートル未満	28,600円
	60キロメートル以上	29,900円
(2) 交通機関	<p>ア 1箇月当たりの平均通勤所要回数が21回の場合</p> <p>(ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合</p> <p>交通機関等の利用区間に係る通用期間1箇月の定期券の価額</p> <p>(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合</p> <p>当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額</p> <p>イ 1箇月当たりの平均通勤所要回数が21回未満の場合</p> <p>回数乗車券等の平均通勤所要回数分の運賃等の額</p>	
(3) 交通用具と交通機関の併用	(1)と(2)の合算額	

別表第3 (第13条関係)

6月・12月支給

勤務期間	割合
6箇月の場合	100/100
5箇月以上6箇月未満	80/100
3箇月以上5箇月未満	60/100
3箇月未満	30/100

別表第4 (第13条関係)

	減率事由	割合
欠勤の取扱いを受けた場合	10回未満の欠勤	0.9
	10回以上20回未満の欠勤	0.8
	20回以上の欠勤	0.7